



規制改革会議 第16回投資促進等WG提出資料（議題2）

平成27年12月7日

厚生労働省

移動理美容車に関する取扱いについて

1. 理容所及び美容所に関する制度の現状

- 理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第1項により、理容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備等を都道府県知事に届け出なければならないこととされており、同法第11条の2により、理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、同法第12条に規定される措置を講ずるに適する旨の確認を受ける必要がある。
- 美容師法（昭和32年法律第163号）第12条により美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備等を都道府県知事に届け出なければならないこととされており、同法第12条により、美容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、同法第13条に規定される措置を講ずるに適する旨の確認を受ける必要がある。
- 理容所及び美容所の面積等に関する基準については、理容師法第12条第4号及び美容師法第13条第4号の「その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置」を講ずるために必要なものとして都道府県が必要に応じ定めている。

2. 移動理美容車の取扱い

- 厚生労働省は、都道府県等からの疑義照会への回答として、「移動理容所について」（昭和39年12月3日付け衛環第35号）において、移動理容所については、一般の固定施設による理容所と同様に、理容所として取り扱って差し支えない旨の見解を示している。

（参考）

○照会内容

理容所の開設については理容師法第11条及び省令第20条により届出事項が規定されているがこの理容所は固定したものであると解釈されるが自動車を改造し理容所を設けこれを移動し業を行なうことは差支ないか疑義があるので御教示下さい。

○回答

理容師法（昭和22年法律第234号）は、同法第11条等の規定からみて、理容所を固定施設に限定しているとは解されないので、おたずねの移動理容所にあつても一般の固定施設による理容所と同様に取扱つて差しつかえない。

なお、理容師法施行規則（昭和23年厚生省令第四41号）第20条第1号の「理容所の所在地」には、移動理容所の属する主たる固定施設の理容所またはこれに代る当該移動理容所を管理する事務所の所在地を記入するほか当該移動理容所によつて営業を行なう場合における当該移動理容所の移動経路、営業場所および営業時間を記入させるよう指導されたい。

3. 都道府県等における移動理美容車の許可状況等

➤ 都道府県等における許可件数（各年度末現在）

	平成25年度		平成26年度			
		理容	美容		理容	美容
都道府県計	127	34	93	130	36	94
保健所設置市区計	86	21	65	89	21	68
合 計	213	55	158	219	57	162

➤ 移動理美容車に係る基準の設定状況

- 移動理美容車の基準を別途設けている自治体・・・61都県市区
(うち面積基準を緩和している自治体・・・25都市区)

※面積以外の基準・・・天井の高さ、給排水タンクの設置、電力の確保、作業場を水平に保つこと、運転席と作業場を区画すること等

○移動理美容車に係る面積基準の緩和

- ・東京都

業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。

- ・松山市

作業場は、作業及び衛生の保持に支障のない面積を有すること。

4. 御提案に対する考え方

- 理容所及び美容所の面積基準は、都道府県等において、衛生上必要となる措置を講ずるために必要な基準を定めている。
- 理容所及び美容所として衛生上講ずべき措置については、移動式であっても施術中は移動しないため、移動式であることのみを理由に全国統一の面積基準を設ける必要性はなく、車輛の構造による対応（施術中のみ施術面積が拡大される構造等）や御提案にもあるとおり、都市部で駐車スペースの確保が困難な場合など、地域における実情を考慮して、どのような措置が講じられるのかを各自治体が適切に判断すべきものとする。

※ 一部自治体においては、移動式の理容所・美容所の場合についての取扱いを定めている。

- なお、昨年10月「規制の簡素合理化に関する調査 ―関係者からの意見・要望への対応―」として、理・美容車の取扱いについて総務省からの勧告があり、各都道府県等における理・美容車の許可状況を把握し、都道府県等へ情報提供するようにとの指摘があったところであり、平成27年3月開催の全国健康関係主管課長会議において、情報提供等を行ったところである。